

信書の秘密について

平成 30 年 8 月 24 日

総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課

- 平成 30 年 8 月 10 日に開催された「インターネット上の海賊版対策に関する勉強会」において、委員から以下の質問があった。
- 結論としては、日本郵便株式会社が郵便物の内容の説明を求めること等は、通信の秘密に抵触しないと考えられる。理由については以下のとおり。

【委員からの質問】

郵便法第 12 条の規定により郵便禁制品が法定されているが、同法第 31 条の規定により郵便物の引受に当たり内容の説明や郵便物の開示を求めることができるのは通信ないし信書の秘密を侵害しているとは言えないのか。また同法第 32 条の規定による郵便物の取扱い中に係る開示についても、同様に通信ないし信書の秘密を侵害しているとは言えないのか。

【回答】

(1) 郵便法においては、憲法第 21 条第 2 項が定める通信の秘密の保護に基づき、郵便法第 8 条において日本郵便株式会社（以下「会社」という。）の取扱中に係る信書（※）の秘密の保護について規定している。保護の対象には、通信の内容のみならず、差出人や受取人の住所や氏名等、信書に関する一切の事項が含まれ、これに違反すれば罰則が適用される。

※特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書

(2) 会社は、郵便法第 31 条第 1 項の規定により、郵便物の引受時に差出人に対して郵便物の内容物の種類及び説明を求め、また、郵便物が差出人の説明と異なり郵便法等に違反して差し出された疑いがあるときには、同条第 2 項の規定により差出人に郵便物の開示を求めることができるとされているが、説明に応じるか、開示に応じるか否かは差出人の自由意思に委ねられている。なお、同条第 3 項の規定により説明又は開示に応じない場合には会社は郵便物の引受を拒むことができる。

(3) また会社は、引受け時に郵便物の内容が郵便法令の規定に違反するか判明しなかった郵便物について、同法第 32 条第 1 項の規定により差出人又は受取人に開示を求め、差出人等が開示を拒否した場合、同条第 2 項の規定により会社はその郵便物を開くことができるとされているが、この場合であっても、郵便物の中でも封かんした第一種郵便物については、これを開封すれば信書の秘密を侵害するおそれがあるため、開封せず差出人に還付することとしている。

(4) 以上により、会社が郵便物の開示等を行う際には、常に差出人等の同意を取得しており、通信ないし信書の秘密に抵触しているとはいえない。

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（抄）

第四条（事業の独占）（略）

2 会社（契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。）以外の者は、何人も、他人の信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。

3・4 （略）

第八条（秘密の確保） 会社の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。

2 郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第十二条（郵便禁制品） 次に掲げる物は、これを郵便物として差し出すことができない。

- 一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣の指定するもの
- 二 毒薬、劇薬、毒物及び劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除く。）
- 三 生きた病原体及び生きた病原体を含有し、又は生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除く。）
- 四 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物

第三十一条（引受けの際の説明及び開示） 会社は、郵便物の引受けの際、郵便物の内容である物の種類及び性質につき、差出人に説明を求めることができる。

2 前項の場合において、郵便物が差出人の説明と異なりこの法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に違反して差し出された疑いがあるときは、会社は、差出人にその開示を求めることができる。

3 差出人が第一項の説明又は前項の開示を拒んだときは、会社は、その郵便物の引受けをしないことができる。

第三十二条（取扱中に係る郵便物の開示）

会社は、その取扱中に係る郵便物がこの法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に違反して差し出された疑いがあるときは、差出人又は受取人にその開示を求めることができる。

2 差出人又は受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、会社は、その郵便物を開くことができる。ただし、封かんした第一種郵便物は、開かないで差出人にこれを還付する。